

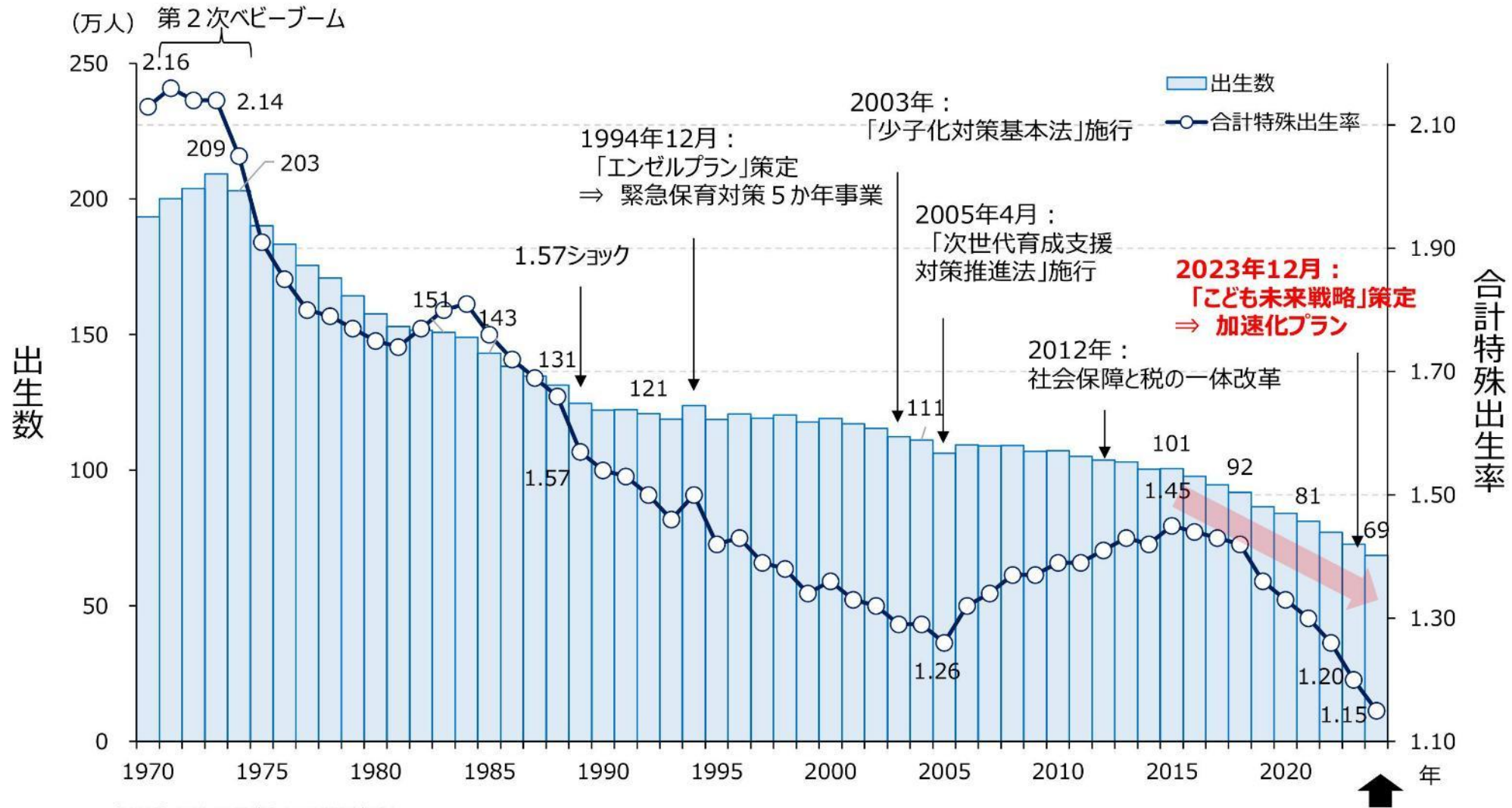
# 情勢報告

(公益社団法人) 全国私立保育連盟  
常務理事 ●●●●

# 保育を取り巻く状況

# 出生数・合計特殊出生率の推移

○ 年間の出生者数は2000年代に入るまでは120万人程度、2010年代に入るまでは110万人程度で推移していたが、2016年に100万人を下回って以降、急速に減少し、2024年は69万人。10年で30万人以上も減少しており、少子化のペースが加速している。

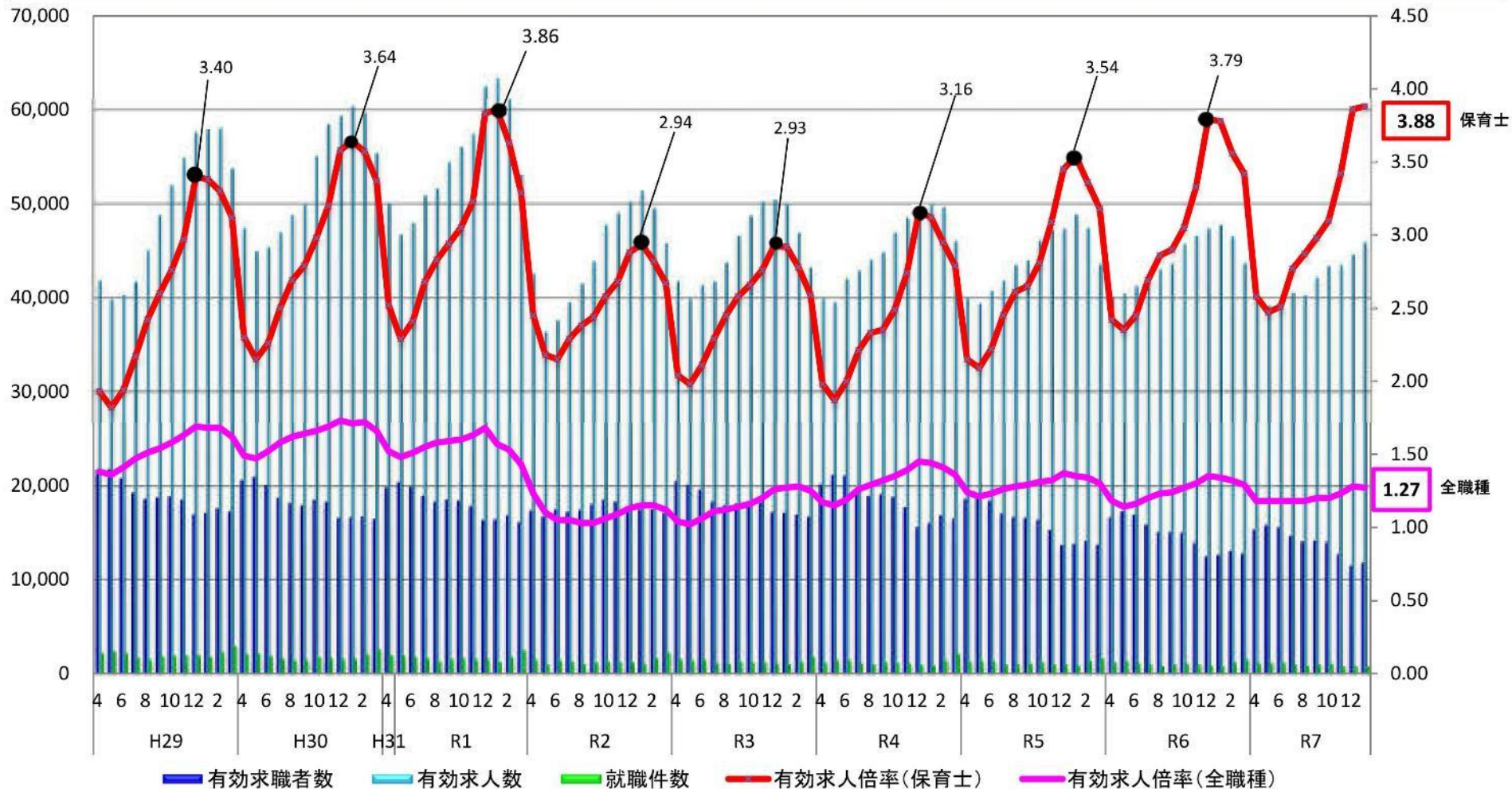


(出所) 厚生労働省「人口動態統計」  
 (注) 出生数は日本における日本人。

2024年は **68万6,173人**

# 保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○ 直近の令和8年1月の保育士の有効求人倍率は3.88倍(対前年同月比で0.10ポイント上昇)となっており、全職種平均の1.27倍(対前年同月比で0.07ポイント減少)と比べると、依然高い水準で推移している。



(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(厚生労働省)

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。  
 ※全職種の有効求人倍率は、実数である。

# こども政策の推進

# こども基本法

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・**差別的取扱いを受けない**ようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障**されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、**最善の利益が優先して考慮**されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの**養育環境の確保**
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる**社会環境の整備**

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告(法定白書)、**こども大綱の策定**  
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

## 基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
  - ① **大綱の案を作成**
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

**施行期日：令和5年4月1日**

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方を検討

# こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。

9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。

→ **こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）

12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交） → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成

12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**

※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年6月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

## こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の3大綱（※）を一元化。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

**目的**：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現

**基本的な方針**：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**

- ①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
- ③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
- ⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現
- ⑥**施策の総合性**の確保

**重要事項**：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載

**施策推進の必要事項**：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進等

## 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ **こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人**が共有すべき理念**として整理
- ・ こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
  - ①こどもの**権利と尊厳**
  - ②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
  - ③**切れ目なく**育ちを支える
  - ④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
  - ⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

## こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
- ・ 居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
  - ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がえられる
  - ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
  - ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
  - ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

# 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

## はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

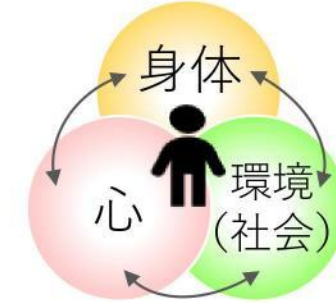
✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

## 目的

全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

全てのこどもの生涯にわたる  
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）  
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

## こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

### 1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

### 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント（愛着）」＜安心＞  
不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、  
安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の  
土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

### 3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

### 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち

### 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

✓「こどもまんなかチャート」の視点  
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)

- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門連携やコーディネーターの役割も重要



## 【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

## はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

# 幼児教育WG・保育専門委員会取りまとめ案（概要）

## ～資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」の実現～

### 1. 現行の成果・課題を踏まえた改善の方向性

- 平成29年告示の3要領・指針において、幼児教育の内容の基準に関して整合性が図られるとともに、保育所は「幼児教育を行う施設」であることが明記された。これにより、幼稚園・保育所・認定こども園に通う乳幼児に対して、施設類型に関わらず、内容の整合性が図られた3要領・指針に基づく幼児教育の充実が進められている。
- 幼児教育の質の向上を図る上で、乳幼児にとっての「学び」である「遊び」のプロセスが、資質・能力の育成に深く結び付いていくという「遊びの深まり」を実現することが不可欠であることから、「遊びの深まり」の実現を目指し、改善を図る。

### 2. 資質・能力の在り方、構造化のポイント

(補足イメージ参照)

- 「学びに向かう力、人間性等」の主要な要素については、従前より幼児教育が重視してきた心情、意欲、態度が育つ中で育まれることなどにも考慮しつつ、乳幼児の発達を踏まえて整理。
- 3要領・指針が資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」を実現する手掛かりとなるよう、「育みたい資質・能力の3つの柱」、「3つの視点及び5つの領域のねらい及び内容」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関係性を明確化し、相互の整合性を図るとともに、「0歳児」、「1～2歳児」、「3歳以上児」のねらい及び内容のつながりを整理する。これにより、長期的な視点から乳幼児の資質・能力の育成を促す構造化を行い、改善を図る。

### 3. 内容の改善の在り方

- 0歳から18歳までの「学び」を見直し、「学び」の連続性・一貫性を図るため、必要な見直しを行う。
- 言葉を用いて考える力の基礎の育成：0～2歳児においては、受容的・応答的な関わりを基本としつつ、保育士・保育教諭による豊かな言葉掛け等を通じて、言葉の理解や獲得を促すとともに、乳幼児が自分なりに考えたり、思いを伝えようとする意欲を支える援助を充実。3～5歳児においては、言葉を用いて考える力を育むため、自分の表したい・伝えたい思いや考えを言葉で表現する中で、援助を受けながら、更に考えようとして言葉を用いる指導を充実。
- 他者と関わり協同する力の育成：0～2歳児においては、他の乳幼児への関心を深め自ら関わろうとする意欲を支える援助を充実。3～5歳児においては、園という身近な社会において、自分とは異なる他者と関わり、他者とともに目的を形成し、その目的に向かって協同していく力の育成を図る指導を充実。
- 遊びの中で多様な動きを行う体験の充実と身体感覚の育成：0～2歳児においては、自発的な活動としての遊びの中で多様な動きを促す援助を充実。3～5歳児においても、自発的な活動としての遊びの中で多様な動きを行う体験を充実するとともに、身体感覚を養う指導を充実。

### 4. 指導・評価の改善充実の在り方

- 施設類型に関わらず、全ての幼稚園、保育所、認定こども園において、指導の改善が図られるよう、乳幼児理解に基づいた評価を行うことを規定。また、評価の妥当性や信頼性を高められるよう、記録と振り返りを充実するとともに、乳幼児の姿から、遊びの中の「学び」を見取る視点をもつことを重視。
- ICTの活用にあたっては、発達に応じて、乳幼児の直接的・具体的な体験の充実を図る道具として活用することとし、乳幼児の直接的・具体的な体験を阻害する活用とならないよう、必要な留意点を示す。
- 幼稚園及び認定こども園における教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動について、教育課程に基づく活動とのつながりが図られるよう留意。

### 5. 保育所及び幼保連携型認定こども園における養護等の改善充実の在り方

- 養護を基盤として、乳幼児期全般を通して育ちと学びを支えていくことができるよう、その位置付けや記載内容の整理を図る。

### 6. 特別な配慮を必要とする乳幼児への指導や支援の改善充実の在り方

- 障害のある乳幼児への指導の充実にあたっては、「基礎的環境整備」の充実を促すとともに、「合理的配慮」の提供が確実に行われるよう規定。
- 外国人の乳幼児等の指導の充実にあたっては、日常的な関わりや言葉掛けにおいて、「日本語の力を育む視点」をもち、一人一人の実態に応じた指導の工夫を行うことを重視。

### 7. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の在り方

- 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校において、対話を通じて互いの教育への共通理解を図るとともに、共通の教育的視点に基づき「架け橋期のカリキュラム」を協働して作成するなどして、学びのつながりを意識した実践の改善を図ることにより、それぞれの専門性を発揮した教育の互恵的な充実を図る。

### 8. 家庭や地域との連携・支援の在り方

- 幼稚園・保育所・認定こども園と家庭とが、「乳幼児の育ちや学びを共に支える関係性」であることを踏まえた連携・支援の充実を図るとともに、特別な配慮を必要とする乳幼児の保護者等への個別支援や地域の保護者の子育てを支援する取組の一層の充実を図る。

### 9. 各幼稚園・保育所・認定こども園を支える地域の体制の在り方

# 資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」の実現

- 設置者や施設類型に関わらず、幼児教育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）において、資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」の実現を図り、幼・小・中・高を通じた学びの改善を図る。

乳幼児は園生活の中で「遊び」を通して「学ぶ」

に乳幼児理解に基づく環境構成と援助意図

- ・乳幼児期は、自らの興味や関心に基づく遊びにおいて、様々なものや人などの身近な環境に直接的・具体的に関わり、成長に必要な体験を積み重ねていく時期。
- ➔ 幼児教育は、環境を通して行うものであることを基本とし、直接的・具体的な体験を通して資質・能力を育む。
- ➔ 乳幼児は、園生活の中で多様な遊びを通して様々なことを学んでいる。
- ・乳幼児一人一人への理解に基づき、乳幼児一人一人に応じて行うことが重要。

資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）を一体的に育成

## 一層の深化

自発的な活動としての遊びが、資質・能力の育成に向けて一層充実することにより、「遊びの深まり」が実現されるよう、幼稚園教諭・保育士・保育教諭が、意図的・計画的に環境の構成・再構成や援助を行うことが重要

➔ 乳幼児の自発的な活動としての「遊び」を更に深める手掛かりとなる要領・指針への改善を図る

◆ 「学び」の深まりに向けた「遊びの深まり」の実現

- 「遊びの深まり」を構想しやすくするための資質・能力の構造化
  - ・「育みたい資質・能力」、「3つの視点及び5つの領域のねらい及び内容」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関係性の明確化・整合性
  - ・遊びを通して「好き」や「得意」を見付けたり広げたり深めたりする 直接的・具体的な体験の充実
- 0歳からの学びのつながりを踏まえた内容の改善
  - ・言葉を用いて考える力の基礎の育成
  - ・他者と関わり協同する力の育成
  - ・遊びの中で多様な動きを行う体験の充実と身体感覚の育成

◆ 乳幼児理解に基づく指導と評価の改善充実

- 設置者・施設類型に関わらず、乳幼児理解に基づく評価を実施・充実
  - ・園生活で見られる乳幼児の具体的な姿の記録と振り返りの充実
  - ・遊びの中の「学び」を見取る視点の重視による指導の改善

↓  
学びの可視化・言語化  
(幼児教育で育まれた資質・能力を共有するための「対話のための資料」の作成・活用)

◆ 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

- それぞれの専門性を発揮した教育の互恵的な充実
  - ・合同研修や相互参観等の機会を充実し、対話を通じて互いの教育への共通理解の促進
  - ・共通の教育的視点に基づき、「架け橋期のカリキュラム」を協働して作成するなどして、学びのつながりを意識した実践の改善

↓ 幼・小・中・高を通じた学びの改善

「好き」を育み、「得意」を伸ばす (興味・関心) × 当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができる

## 資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」のイメージ

- 要領・指針を手掛かりに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭が、3つの視点・5つの領域のねらい及び内容の理解に基づきつつ、乳幼児の姿から見取った遊びの中の「学び」を生かして、環境の構成・再構成や援助を行うことを通じて、「遊びの深まり」を実現し、乳幼児の資質・能力の育成を図る。

記録と振り返りの充実、園内・他園・小学校との対話を通じて、  
**乳幼児の姿から、遊びの中の「学び」を見取る**

↳ 長期的視点からは、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」（5歳児後半において遊びが深まり、資質・能力が総合的に育成・発揮された時の姿）を念頭に。

**乳幼児の姿からの見取り**

「学び」を見取り、実践を改善充実することにより、  
**「遊びの深まり」を実現**

**乳幼児理解の深まり**

指導計画に基づく**実践の充実（環境の構成・再構成、援助）**

**教育的意図（ねらい及び内容の理解に基づく構想の創意工夫）**

### 3つの視点・5つの領域

- ・**ねらい**：幼児教育において育みたい資質・能力を視点・領域ごとに明確にし、乳幼児の生活する姿から捉えたもの。実践を構想する際の環境構成や援助に込める意図として示されている。
- ・**内容**：ねらいで示した資質・能力の育成において重要な乳幼児の経験として必要な構成要素を明確にしたもの。各視点・領域の特性を踏まえ、乳幼児の経験が豊かなものとなるよう、乳幼児の姿を捉えた環境構成や援助の骨子となる。

資質・能力が育ちつつある具体的な乳幼児の姿

**知識及び技能の基礎**

（遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたか、何に気付いたか、何が分かったか、何ができるようになったか）

**思考力、判断力、表現力等の基礎**

（遊びや生活の中で、気付いたことや、できるようになったことなどを使い、どう考えたか、試したか、工夫したか、表現したか）

**学びに向かう力、人間性等**

（心情、意欲、態度が育つ中で、いかによい生活を営むか）

**「遊びの深まり」の実現による  
資質・能力の一体的な育成**

諸感覚を働かせ心と体が動く  
**直接的・具体的な体験**

「好き」や「得意」を見付け広げ深める

**遊びが深まる過程**

試してみよう！  
やってみよう！  
**態度**

やってみたい！  
もっと〇〇してみたい！  
**意欲**

面白そう！  
なんでだろう？  
すごーい！  
**心情**

# こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和6年法律第69号))

## 制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

## 制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。



### 対象事業者

#### 学校設置者等 (第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

#### 民間教育保育等事業者 (第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

### 対象業務

#### 学校設置者等における教員等 (第2条第4項)

教諭、保育士等

#### 民間教育保育等事業者における教育保育等従事者 (第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

## 対象事業者に求められる措置等

### 安全確保措置

#### 1 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発 (ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等 (第5条第1項等)
- ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置 (相談体制等) (第5条第2項等)
- ・ 研修 (第8条等)

#### 初犯防止対策

#### 3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - － 学校設置者等の現職者
    - ➡ 施行から3年以内 (第4条第3項)
  - － 民間教育保育等事業者の従事者
    - ➡ 認定等から1年以内 (第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認 (第4条第4項等)

#### 再犯防止対策

#### 2 被害が疑われる場合の対応

- ・ 調査 (第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の保護・支援 (第7条第2項等)

#### 4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置 (教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

#### 防止措置

### 情報管理措置

#### 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理 (第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止 (第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告 (第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去 (第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務 (第39条)

## 指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施 (定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

令和8(2026)	
1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	
国からの周知資料等	<p>▲ ガイドライン (1月9日)</p> <p>▲ まとめ登録マニュアル</p> <p>○ 研修教材、解説動画・資料 ○ 周知啓発資料 ○ 報告・対応ルールひな型</p> <p>▲ 事務手続マニュアル (予定)</p> <p>▲ 法施行 (12月25日)</p>
システム登録	<p><input type="checkbox"/> GビズID取得【4月末まで】 (法人・運営者等で取得)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業者情報登録【指定の期限まで】 (施設・事業所から所轄庁に登録)</p> <p><input type="checkbox"/> 国からの確認に対応【必要に応じて随時】</p> <p><input type="checkbox"/> 権限設定準備【12月上旬まで】</p> <p><input type="checkbox"/> 権限設定</p>
犯罪事実確認・防止措置	<p><input type="checkbox"/> 制度についての従事者等への周知 (犯罪事実確認の対象になる旨など)</p> <p><input type="checkbox"/> 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定</p> <p><input type="checkbox"/> 就業規則の見直し (不適切な行為の範囲、懲戒事由等)、採用募集要項等の見直し</p> <p><input type="checkbox"/> 採用過程での性犯罪前科の事前確認</p> <p><input type="checkbox"/> 現職者の犯罪事実確認の工程表作成【R9.1中旬まで】 ※ 教育委員会のみ</p>
安全確保措置	<p><input type="checkbox"/> 体制整備 (相談窓口設置・周知等)</p> <p><input type="checkbox"/> 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知</p> <p><input type="checkbox"/> 従事者向け研修の計画策定・実施</p> <p><input type="checkbox"/> 児童等・保護者向け周知・啓発</p>
情報管理措置	<p><input type="checkbox"/> 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備</p> <p><input type="checkbox"/> 情報管理担当者向け研修の実施</p>
その他	<p><input type="checkbox"/> (委託・指定管理等を行っている場合) 役割分担の検討</p> <p><input type="checkbox"/> 事業者向け研修の受講</p>

# こども性暴力防止法 ①

## この法律の主な内容

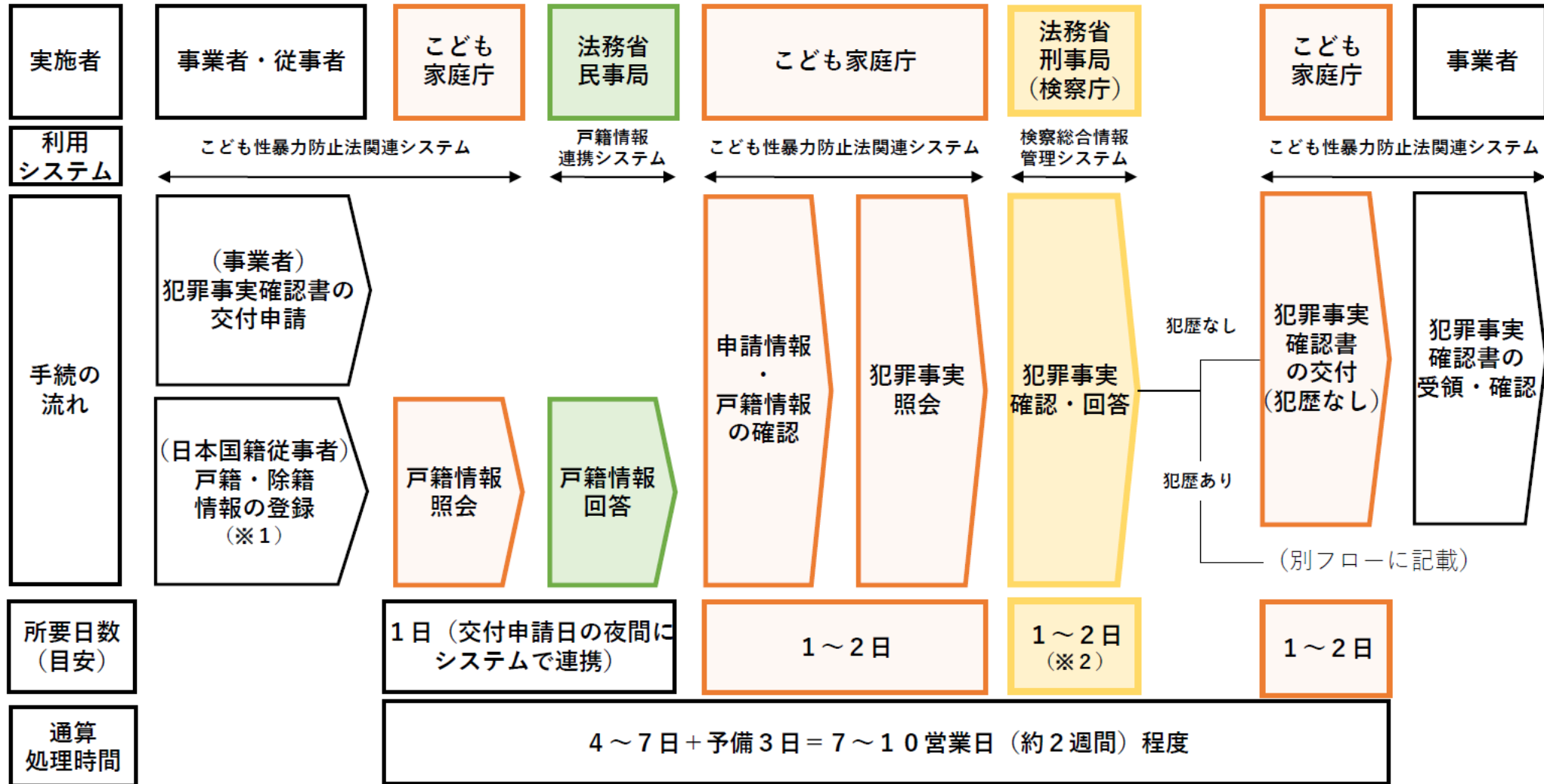
- ・ 性犯罪歴のある人が教育・保育など、こどもに関わる仕事に就けないようにする  
仕組みの導入
- ・ ここでいう「こども」は0歳～18歳
- ・ 確認される性犯罪は「強制わいせつ罪」や「公然わいせつ罪」などの刑法だけでなく「痴漢」「盗撮」などの迷惑防止条例も含まれる。
- ・ 特定性犯罪前科の確認対象「拘禁刑(服役): 刑の執行終了等から20年」「拘禁刑(執行猶予判決を受け、猶予期間満了): 裁判確定日から10年」「罰金: 刑の執行終了等から10年」

## こども性暴力防止法 ②

### この法律の主な内容

- ・ 義務対象となる施設は保育園などの児童福祉施設、幼稚園～高校までの教育施設
- ・ 任意での対象となる施設は、民間教育等施設(スイミング、学習塾、技芸)、認可外保育施設
- ・ 対象となる施設で就労していて子どもに関わる職種は全員、過去の性犯罪の履歴を照会します。職員個別の公表はしませんが、施設ごとに全職員が照会済みであることを利用者に知らせる必要があります。
- ・ 照会が終了した施設には、そのことを示す掲示物が交付されます。
- ・ 教育・保育現場における性暴力防止のための体制整備(職員研修、防カメなど)
- ・ こども自身への啓発や、相談・支援体制の強化

# 犯罪事実確認の事務フロー(①日本国籍従事者・特定性犯罪歴なし)



# 今のうちに準備する「こ性防法」①

## 【事業者の準備】

- 犯罪事実確認を行う対象職員の範囲決定
- 犯罪事実確認は基本的にシステム上で行います。そのため、各法人で「GビズIDプライム」の「GビズIDアカウント」の取得が必要になります。
- 「GビズIDアカウント」の取得には、①パソコンもしくはタブレット、②登記上の代表者のマイナンバーカード、③マイナンバーカードを読み取ることが可能なスマートフォン、④「③」のスマホに「マイナポータル」「GビズIDアプリ」をダウンロード、⑤電子証明書暗証番号、⑥利用者証明用電子証明書暗証番号が必要です。
- 「GビズIDアカウント」の取得は登記上の代表者ご自身が、ご自分で行うことが望ましいと考えます。登記上の代表者以外の名前で「GビズIDアカウント」を取得することはできません。

# GビズIDシステムへのアクセス方法

## ●GビズID TOPページ

URL : <https://gbiz-id.go.jp>

GビズIDのTOPページは、アカウント作成およびマイページへのログインができます。

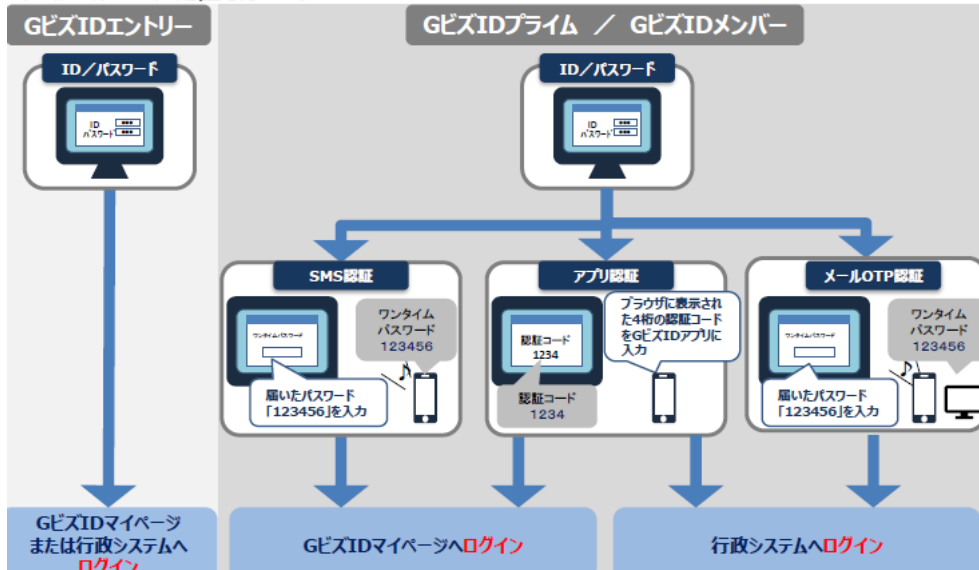


アカウント情報を確認する場合はこちら  
※アカウント管理および登録情報が変更できます。  
ログイン

GビズIDアカウントを作成する場合はこちら  
GビズIDアカウントの作成をはじめ

## ●アカウント作成後のログイン方法

GビズIDエントリーはID/パスワードのみでGビズIDマイページや行政システムにログイン可能です。  
GビズIDプライム・GビズIDメンバーは、ID/パスワードに加えアプリ認証やSMS認証、メールワンタイムパスワード（メールOTP）認証を行います。



## 2. GbizIDメンバーを新規作成する 書類審査：不要

GbizIDプライムがGbizIDメンバーのアカウントを作成する手順です。  
GbizIDメンバーを作成する前に、GbizIDプライムを作成する必要があります。  
この作業は、GbizIDプライム（または管理者）とGbizIDメンバーそれぞれの端末での作業が必要です。

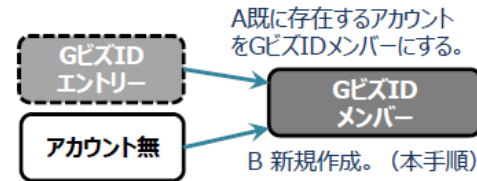
### 1 【事前に】

GbizIDメンバーの作成は**GbizIDメンバー用のスマートフォンもしくは携帯電話が必要です。**

ワンタイムパスワードをSMSで受信します。



GbizIDメンバーの作成方法は2種類あり、本手順はBの手順です。

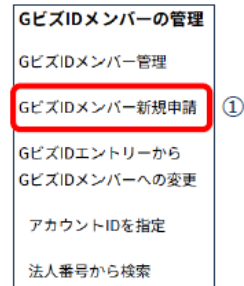


### 2 GbizIDプライム(または管理者)の操作



①GbizIDのTOPページ  
<https://gbiz-id.go.jp>  
の「ログイン」ボタンを押下し、ログインします。

### 3 GbizIDプライム(または管理者)の操作



①左メニューの「GbizIDメンバー新規申請」リンクをクリックします。

### 4 GbizIDプライム(または管理者)の操作



①GbizIDメンバーとして登録するメールアドレスを入力します。

②GbizIDメンバーとして登録するSMS受信用電話番号を入力します。

③「登録」ボタンを押下します。

※「既に登録済みです」と表示される場合は、入力したメールアドレスが、既にGbizIDに登録されています。

※アカウントID（メールアドレス）について  
「support(at)gbiz-id.go.jp」（(at)は@に置き換えて下さい）からのメールを受信できるようにしておいてください。

※SMS受信用電話番号について  
ショートメッセージサービスを受け取る、携帯番号、スマートフォンの電話番号を入力してください。

# 今のうちに準備する「こ性防法」②

## 【職員への告知】

- 「こ性防法」が令和8年12月からスタートすることの説明(この資料をご活用ください)
- 犯罪事実確認を行う対象職員であることの説明
- 犯罪事実確認は事業所の作業だけでなく、対象職員がご自身で行っていた作業があります。
- 対象職員は「こ性防法」のシステムへご自身のマイナンバーカードの情報をアップロードする必要があります。(戸籍情報のアップロード)
- マイナンバーカードの取得、マイナポータルのダウンロード、マイナンバーカードが読み取り可能なスマホの準備

# 求人票に記載する特記事項

- 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

# 就業規則改定案①

## (職員等)

- 第〇条 当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)第2条第4項に規定する教員等に該当するものとする。ただし、第九号から第十三号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。

一 園長	五 副主任	九 管理栄養士、栄養士	十三 送迎バス添乗員
二 副園長	六 保育士	十 調理員	
三 事務局長	七 保育補助	十一 事務員	
四 主任	八 保健師、看護師、准看護師	十二 送迎バス運転手	

## (犯罪事実確認の手続に応じる義務)

- 第〇条 職員は、法人の指示に従い、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しなければならない。

## 就業規則改定②

- (懲戒の事由)
- 第〇条 職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、【けん責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇(注:就業規則の別条に定める懲戒の種類を列挙)】とする。
- 法人内の秩序又は風紀を乱したとき。
- 本規則その他法人の定める規程に違反したとき。
- 業務上の指示・命令に従わなかったとき。
- こども性暴力防止法に規定する児童対象性暴力等に該当する行為又はそれにつながる不適切な行為を行ったとき。
- 学歴、職歴、資格、犯罪歴等

# 令和 8 年度予算

# 令和8年度公定価格・基準等の見直し事項 全体像

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、「**保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～**」(令和6年12月こども家庭庁)に**基づき、必要な見直しを推進**

## 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

<令和7年度の見直し> ○定員区分の細分化(人口減少対応) ○定員超過減算の適用開始期間の短縮 ○冷暖房費加算の見直し(激変緩和措置の設定)  
○1歳児配置改善加算の創設 ○主任保育士専任加算等の複数実施要件への災害対応関係の選択肢の追加(災害対応の強化)

### <令和8年度の見直し>

- (1) 満3歳以上限定小規模保育事業の創設
- (2) 過疎地の小規模施設向けの新たな加算(特別地域保育体制確保対応加算)の創設
- (3) 冷暖房費加算の激変緩和措置の継続
- (4) 3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置期間の終期設定(令和9年度末まで)
- (5) 学級編成調整加配の見直し
- (6) 定員21~40人の保育所等の調理体制の充実
- (7) 安全計画の策定等を行っていない場合の減算の創設(R8.7~)
- (8) 施設機能強化推進費加算の充実

※令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分の見直しは令和8年4月からは実施せず、令和9年度に向けて引き続き検討

## 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※令和7年度の見直し事項はなし

### <令和8年度の見直し>

- (1) 保育所等におけるこども誰でも通園制度の実施促進のための各種加算の見直し
- (2) 障害児保育充実のための専門職の活用等(①療育支援加算の見直し ②保育士みなし特例の創設)

※医療的ケア児に対応するための体制整備について、現行の予算事業の見直しと併せて、公定価格での対応を令和9年度に向けて検討

## 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用による職場環境の改善

<令和7年度の見直し> ○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善(令和6年人事院勧告+10.7%) ○処遇改善等加算の一本化

### <令和8年度の見直し>

- (1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善(令和7年人事院勧告+5.3%)
- (2) 経営情報等の報告を行っていない場合の減算の創設(R8.7~)
- (3) 年齢別配置基準を下回る場合の減算の適用タイミングの見直し
- (4) 保育ICT推進加算の創設

## 1 (2) 特別地域保育体制確保対応加算の創設

- 人口減少地域における保育等の機能の維持・確保のため、令和7年度、公定価格において、比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、定員60人以下の施設に係る定員区分の細分化を行った。また、モデル事業の実施等により、必要な多機能化や統廃合等に取り組みやすい環境整備を進めているところ。
- こうした中で、人口減少下での保育機能の維持・確保に向けて、特に速やかな対応が求められるこどもの数が大きく減少している地域において、今後の対応の検討・取組を促進するとともに、その間の保育機能の維持・確保を図るため、保育機能の維持・確保に向けた検討・取組を進める過疎地域等の自治体に所在する小規模な施設（利用人数が15人以下の保育所・認定こども園）が、保育の質の確保に係る取組や保育機能の維持・確保に向けた取組を行う場合に算定できる「特別地域保育体制確保対応加算」を創設する。

## 要件

- 特別地域（注1）を有する市町村に所在する施設について、次に掲げる要件の全てを満たす施設に加算する。
  - i 当該施設が所在する市町村が、地方版子ども・子育て会議等で当該施設の設置者やその他関係者と教育・保育の提供体制の確保に係る協議・検討を行っており、当該協議・検討に参画していること（注2）。
  - ii 当該施設の利用定員が20人であり、かつ、当該施設の利用子ども数が15人以下であること。
  - iii 当該施設が、当該年度中において以下の全ての取組を行っていること。
    - a 教育・保育の質の確保及び向上に係る取組  
他の施設や子ども・子育て支援を提供する施設等との連携により、他の施設の子ども等との交流活動を行うとともに、他の施設や子ども・子育て支援を提供する施設等との合同研修や勉強会を行う。
    - b 地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する取組  
教育・保育の他、乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組や子ども・子育て家庭を支援する取組、障害者や高齢者等を対象とした支援の取組、地域づくりのための取組などの多機能的な取組を行う。

（注1）対象となる地域は以下のとおり。

- 一 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 七 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項に規定する過疎地域

- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- 四 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島

（注2）市町村においては、翌4月末までに、協議の内容等についてこども家庭庁に報告を行うこととする。

## 対象施設

保育所、認定こども園

# 1 (7) 「安全計画の策定等をしていない場合」の減算の創設

- 学校保健安全法や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等において、施設・事業所には安全計画の策定及びその実施が義務付けられているところ、これを行っていない施設・事業所を対象とした「安全計画の策定等をしていない場合」の減算を創設し、令和8年7月から適用する。
  - 減算適用期間は、未策定の場合は策定された日の属する月まで適用するものとし、計画に定める内容が実施されていない状況が1年継続した日の翌月から、当該状況が解消した日が属する月まで適用するものとし、減算額は1,350円/月とする。
- ※ 保育所及び地域型保育事業所については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に定める、訓練・研修の実施（第2項）保護者等への周知（第3項）、安全計画の見直し（第4項）ごとに、実施の有無を判断する。

**学校保健安全法（昭和33年法律第56号）【幼稚園、認定こども園（同条を準用）】**

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）【保育所】**

（安全計画の策定等）

第六条の三 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

※ 地域型保育事業は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）において、保育所と同様の対応をすることが定められている。

## 適用するイメージ ※ 赤色が減算を算定する月



## 対象施設

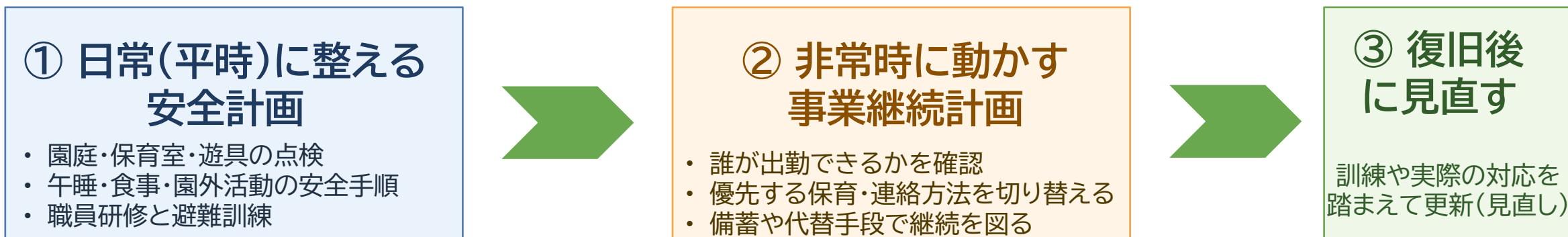
幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

# 安全計画と事業継続計画の違い（比較表）

子どもの安全安心を守るためには、  
「事故を防ぐ計画」と  
「止めずに続ける計画」の  
両方が必要です。

安全計画は「予防」が中心、事業継続計画は「継続・復旧」が中心です。

比較項目	安全計画	事業継続計画（BCP）
目的	子どもの事故や危険を未然に防ぎ、日常の安全を確保する。	災害や感染症が起きても、必要な保育・支援をできるだけ継続し、早く再開する。
主な対象場面	通常保育、午睡、食事、園外活動、送迎、施設内外の安全確認	地震、風水害、停電、断水、感染症拡大、職員不足など非常時
主な内容	設備の安全点検、安全指導、職員研修、訓練、保護者への周知	優先業務の整理、職員体制、連絡網、代替手段、備蓄、復旧手順
時間軸	平時から継続して運用する。	非常時の初動から復旧までを見据えて運用する。
見直しの視点	ヒヤリハット、事故、訓練結果、環境変化を踏まえて更新する。	災害・感染症対応、訓練結果、体制変更、連絡先や備蓄の変化を踏まえて更新する。
ひとことと言うと	事故を起こさないための計画	保育を継続し、立て直すための計画



## 2 (2) 障害児保育の充実のための専門職の活用等② (保育士みなし特例)

- 障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図ることが重要。
- 専門職の活用について、療育支援加算の見直しとあわせて、施設・事業の人材確保の状況にあわせた対応が可能となるよう、現行の看護師等と同様に、専門職について、1人に限り職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を設ける。
- 保育所及び認定こども園では、看護師等のみなし特例と専門職のみなし特例は併用（看護師等と専門職の2人を保育士とみなすこと）を可能とするが、この場合それぞれ別の保育士から支援を受ける体制を求めることとする。

(保育所におけるみなし保育士等に係る特例)

特例措置	概要
(①)看護師等の保育士みなし特例	保健師・看護師・准看護師を1人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 乳児が4人未満の場合には、子育てに関する知識と経験を持つ者とした上で、保育士の支援を受けることが必要
(②)こどもの数が少数となる場合(朝夕等)の配置特例	こどもの数に応じて必要になる保育士が1人となる場合には、2人目の保育士に代わり、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる
(③)幼稚園教諭等の保育士みなし特例	幼稚園教諭等を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
(④)8時間超え開所の場合の保育士みなし特例	8時間を超えて開所する保育所であって必要となる保育士数が利用定員に応じて必要な保育士数を超える場合に、当該超える部分については、都道府県知事等が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことが可能 ※ ただし、2/3以上を保育士とすることが必要
<b>新</b> (⑤)専門職の保育士みなし特例	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を1人に限り保育士とみなすことが可能 ※ 子育て支援に係る業務に3年以上従事経験を持つ者とした上で、専門職が保育を行うに当たっては保育士の支援を受けることが必要 ※ ①と⑤を併用し、看護師等と専門職の2人を保育士とみなすことも可能。ただし、これらの者が保育を行うに当たっては、それぞれ別の保育士の支援を受けることが必要

※ 認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所についても専門職の保育士みなし特例を新設する。

### 3 (2) 「経営情報等の報告を行っていない場合」の減算の創設

- 子ども・子育て支援法第58条第2項により経営情報等の報告が義務化されたことに伴い、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後5か月以内に当該報告を行う必要があるところ、当該取組を行っていない施設・事業所については基本分単価の減算を行うこととし、令和8年7月から適用する。
  - 減算の適用は、報告期限から3か月以上経過しており、
    - ・ 経営情報の報告が行われていない場合や
    - ・ 誤りのある報告が含まれていることが判明し、都道府県又は市町村が指摘を行ったにも関わらず概ね1か月以内に特段の事情なく適切な報告がなされない場合(※)に、  
 期限の属する日の翌月から報告等がなされる日の属する月までの間、算定を行うこととする。なお、災害その他のやむを得ない事情により報告等ができなかった場合、市町村が認める期間は減算を適用しないものとする。
  - (※) 修正の報告について、再度修正を必要とする場合、市町村が必要と認める場合、改めて指摘を行った日から概ね1か月以内の期限を設けるものとする。  
 都道府県又は市町村が報告内容について施設・事業所に指摘し修正を依頼した場合において、再度の報告が明らかに虚偽の報告と確認できる、繰り返し指摘をしても適切な修正がされない等、法第58条第6項に該当する場合またはこれに準ずるものと市町村が認める場合には、再度指摘を行い1か月の修正期限を設けることなく、最後の指摘から概ね1か月が経過した翌月から、減算を適用することができる(「市町村が認める場合」は、報告内容や施設・事業所の状況等を勘案して判断するものとする)。
  - 減算額は基本分単価に5%を乗じた額とする。
- ※令和7年度報告分が未報告であって報告期限から3か月以上経過している場合、令和8年7月の請求分から減算を適用する。

#### 適用するイメージ

※ 赤色が減算を算定する月

※ 3月末が事業年度終了となる事業所のケース

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施設A																								
施設B																								
施設C																								

施設A: 7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月) → 8年度報告分 R8.11.15に報告 (11月) → 減算なし (12月) → R8年度分の減算適用 (1月)

施設B: R7年度における報告期限 (8月) → 7年度報告分 R7.10.30に報告 (10月) → 8年度報告分 R9.2.10に報告 (2月) → 減算なし (12月)

施設C: R8年度における報告期限 (9月) → 7年度報告分 R8.9.10に報告 (9月) → 減算なし (12月)

#### 対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

### 3 (4) 保育ICT推進加算の創設

- 保育所等において、テクノロジーの活用による業務改善を推進し、業務負担の軽減、教育・保育の質の確保・向上を図るため、**ICT活用の責任者**（※1）を置いた上で、
  - ① 業務において、**4つの機能**（※2）を持つICTの活用、
  - ② 給付・監査について、**保育業務施設管理プラットフォーム**の活用（※3）、
  - ③ 入所・入園の調整等において、**保活情報連携基盤**の活用（※3）、
 を全て行う施設・事業所に対して、ICT活用に係る費用を加算する。
  - （※1）当該責任者は、ICTの導入・活用について施設内で中心となって取り組み、他の職員の相談に対応すること。なお、ICTの導入・活用は、組織全体での体制整備やコミュニケーションの充実等により実現されるものであることから、当該責任者一人だけではなく複数人でチームを組んで取り組むことを前提とすること。
  - （※2）4つの機能：園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡、保育に関する計画記録及びキャッシュレス決済に関する機能。
  - （※3）令和8年度においては施設においてアカウントの発行を受けていて、令和9年度以降に活用する予定であることをもって算定可能とする。  
【活用の具体的な内容は、今後、令和8年度中早期に示す予定。】
- なお、**ここdeサーチにおける施設の運営状況に関する情報の最新化**（※）を行っていない施設・事業所は本加算の対象外とする。また、「保育所等におけるICT化推進等事業」による補助を受け、システムの導入等を行った年度は本加算の算定はできないものとする。
  - （※）例年、5月に最新化の依頼を行っているところ、これを9月末までに対応し、更新又は更新なしの処理を行う。また、最新化がなされていない又は情報に誤りがある、市町村から保育所等に対し、最新化・修正の指摘があった際には適切に対応する。適切に対応がされていない場合は当該年度の加算の算定は認めないものとする。
- 単価は、規模を踏まえて施設型と地域型で分けて設定する。

#### 単価表

保育ICT推進加算	幼稚園、保育所、認定こども園：30万円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	地域型保育事業：18万円	
÷ 3月初日の利用子ども数		

#### 対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

# 保育三団体協議会の取り組み

R8幹事団体は日保協

# 令和8年度 保育三団体協議会

日程	議題
令和8年4月10日	自民党「こども・若者」輝く未来創造本部ヒアリング
令和8年5月7日	自民党全国保育関係議員連盟総会出席
令和8年6月 日	令和8年度保育関係予算要望 こども家庭庁・関係議員への提出

# 令和9年度 保育関係予算要望

令和8年6月 日  
保育三団体代表者連名

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください
2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、公定価格を充実させてください
  - 公定価格の改善
  - 保育士の配置改善等
  - その他の職員の配置改善
  - 保育DX を推進するための経費
3. 保育所保育指針等の改定に際し、現行の三要領・指針をこどもまんなかの理念に沿って見直してください
4. 急激な物価高騰への対応をお願いします
5. 「こども誰でも通園制度」
6. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における公費助成を堅持・継続してください
7. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください
8. 公立保育所等における3歳未満児への給食外部搬入の全国展開についての懸念

# 保育所・幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入について

## 制度の現状

- 保育所及び幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入は、満3歳以上児については全国で可能である一方、満3歳未満児については公立の施設に限り構造改革特別区域内において可能とされている。

### 満3歳以上児について

- 保育所における満3歳以上児に対する食事の提供については、平成16年2月より公立の施設に限り、構造改革特別区域の認定を受けた自治体において外部搬入方式を採用することを可能としていたところ、平成22年6月より公立、私立を問わず外部搬入方式を採用することを可能としている（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の2）。
- 幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様の仕組みとしている（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第7条第3項）。
- なお、外部搬入方式の採用は、一定の要件（※）を満たす場合においてのみ可能とされている。

（※保育所の要件 注：幼保連携型認定こども園についても同様の要件が設定されている。）

- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

### 満3歳未満児について

- 満3歳未満児については、平成16年2月より公立の施設に限り、構造改革特別区域の認定を受けた自治体において外部搬入方式を採用することを可能としている。
- 構造改革特別区域の認定の基準は、満3歳以上児の場合の要件（※）と同様である。
- 令和7年3月末時点の認定自治体数は、保育所について77、幼保連携型認定こども園について11である。

	公立	私立
3～5歳	特区認定自治体に限らず外部搬入可能	
0～2歳	特区認定自治体に限り外部搬入可能	外部搬入不可

## 構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会での議論と今後の対応

- 評価・調査委員会による調査では、外部搬入の実施により、食材の一括購入、一括調理による経費の削減、地元食材を活用することによる地元農業への経済効果、地産地消の推進による食育面での効果がみられたほか、離乳食をはじめ満3歳未満児に必要な個別対応について、保育所の調理員が個別に対応することなどにより約8割の地方公共団体が「課題が克服された」としている等の結果が得られた一方、**子ども家庭庁による調査では、①離乳食の提供、②食物アレルギー疾患を有することも・体調不良児・障害児への個別の対応、③食育への対応について外部搬入実施施設と自園調理の施設とでは一定の差がある状況が確認された。**

（注）構造改革特区における特例措置の全国展開の可否等について議論を行う評価・調査委員会では、委員会と規制所管府省庁がそれぞれ調査を実施した上で、それぞれの調査の結果を踏まえて議論を行うこととされている。

- こうした調査結果等を踏まえ、上記の①～③について適切に対応できるよう**所要の措置（※1）を講じた上で、令和9年4月1日より、公立保育所・公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の全国展開を行う（※2）**こととされた。

（※1）令和8年度中に、「保育所等における食事の外部搬入に関する調査研究」を行い、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和7年9月子ども家庭庁）やこれまでの調査研究の成果を考慮しつつ、外部搬入方式による適切な食事の提供に当たり参考となるような事例の収集や配慮すべき事項等の整理を行う。

（※2）令和8年度中に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等について所要の改正を行う。

**おわりに**

ご清聴いただき、ありがとうございました。